

# 薬価算定方式の変更について

## 【薬価算定方式の変更の理由】

- 1 家畜共済における現行の薬価算定方式は、昭和46年度の見直しに当たって、当時、健康保険等の算定方式で用いられていた90%バルクライン方式を用いることが、家畜共済においても妥当とされ、当該算定方式を採用したものである。
- 2 しかしながら、今般、東日本大震災の発生などの、社会経済情勢を踏まえ、これまで90%バルクライン方式をとってきたことによる薬価の高止まりの是正を目的として薬価算定方式を見直すこととした。
- 3 新しい薬価算定方式については、現在、健康保険等で採用されている購入価格の加重平均値(加重平均価格) + 調整幅方式を採用することが適当と判断した。

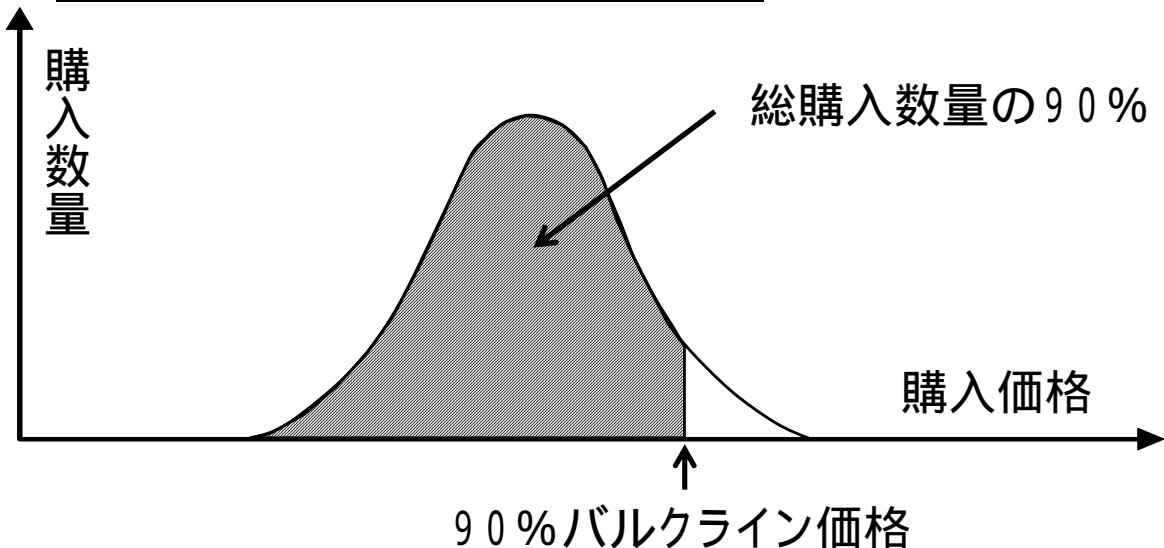
## 健康保険等と家畜共済との薬価算定方式改定経過の比較

| 薬価算定方式  |                 | 適用年度 |
|---|-----------------|------|
| 家畜共済  | 健康保険等           |      |
| (S44年度までは獣医師向け価格により算定)<br>新規収載医薬品について、既収載医薬品の90%バルクライン価格の獣医師向け価格に対する比率の平均により算定<br>90%バルクライン方式 | 90%バルクライン方式     | S 28 |
|   |                 | S 45 |
|   | 81%バルクライン方式     | S 57 |
|   | 修正バルクライン方式      | S 63 |
|   | 加重平均値一定価格幅方式R15 | H 4  |
|   | 加重平均値一定価格幅方式R13 | H 6  |
|   | 加重平均値一定価格幅方式R11 | H 8  |
|   | 加重平均値一定価格幅方式R10 | H 9  |
|   | 加重平均値一定価格幅方式R5  | H 10 |
|   | 加重平均値調整幅方式(2%)  | H 12 |

## 【主な薬価算定方式の変更点】

現行の算定方式(90%バルクライン方式)

薬価は、90%バルクライン価格とする。

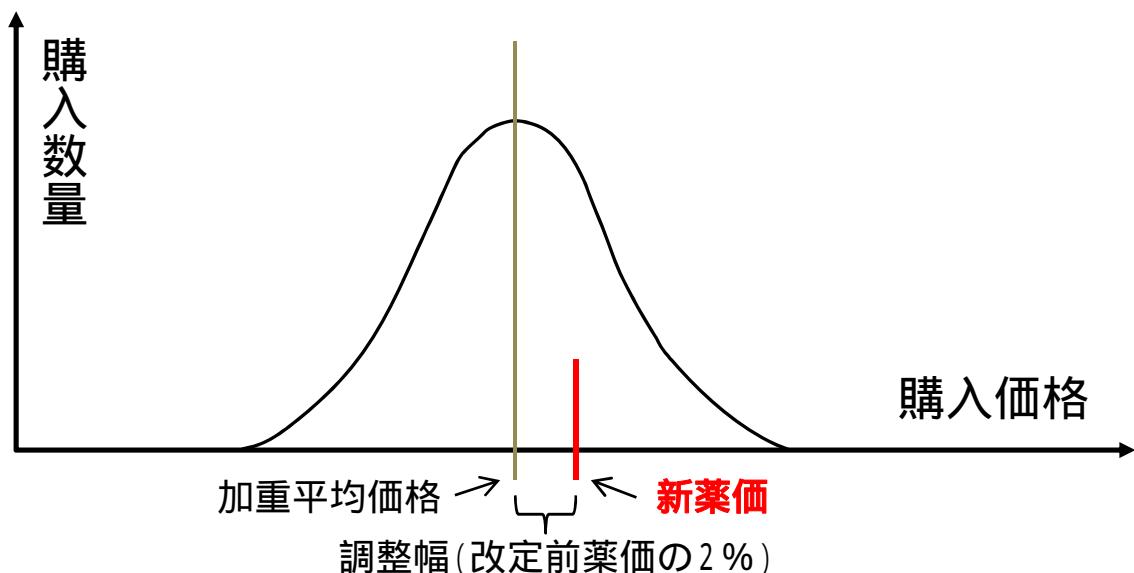


注) 90%バルクライン価格とは医薬品購入実態調査を基に購入価格の安いものから順に並べて総購入数量の90%に達したものに対する価格をいう。



## 新たな算定方法(案)の原則

薬価は、診療施設における薬価算定単位あたりの平均的購入価格(税込購入価格の加重平均値)に薬剤流通安定のための調整幅(改定前薬価の2%)を加えた額とする。

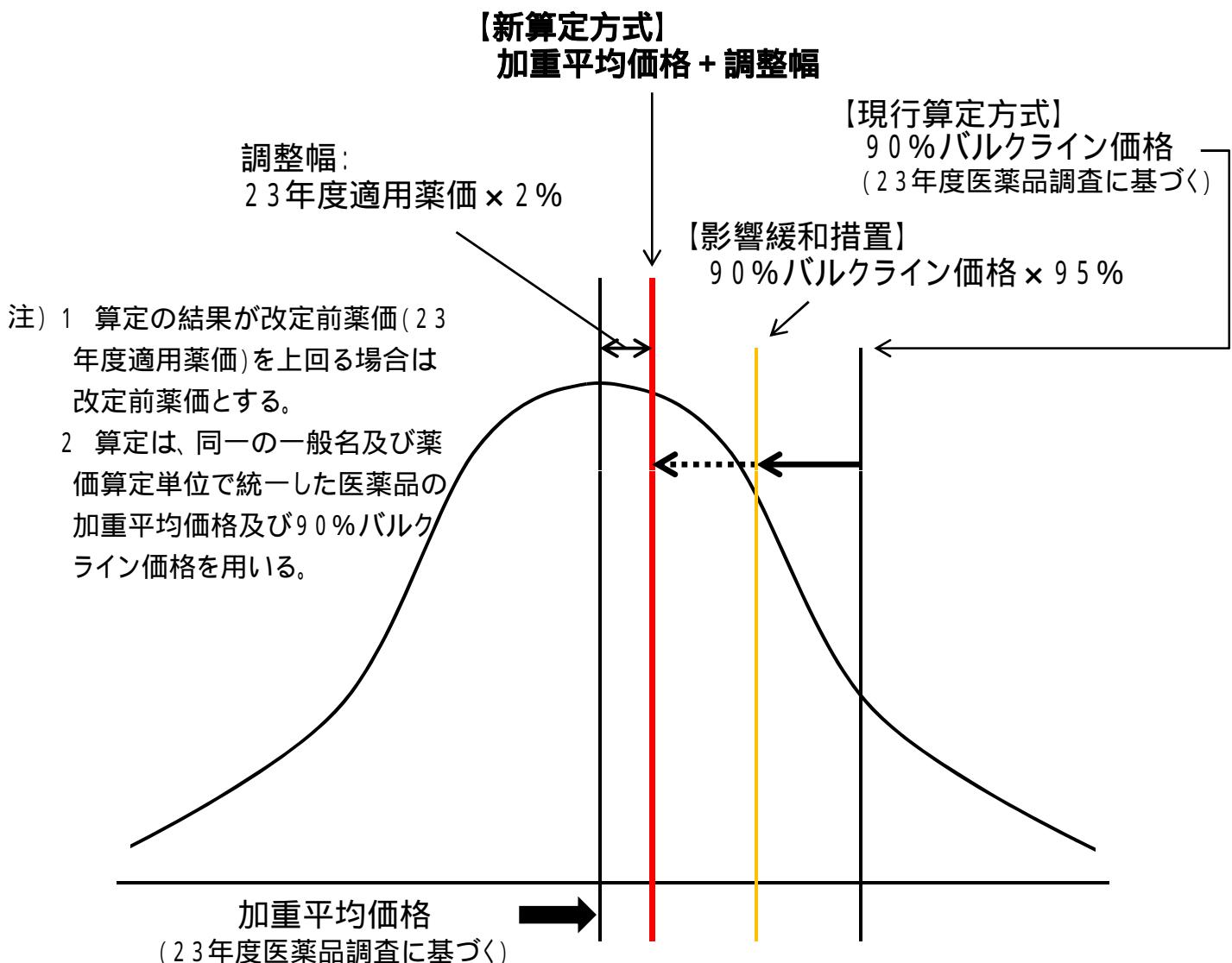


$$\text{新薬価} = \text{加重平均価格} + \text{調整幅}$$

## 新たな算定方法(案)の特例(緩和措置)

「加重平均価格 + 調整幅」による算定値が90%バルクライン価格の95/100に相当する額を下回る医薬品については、90%バルクライン価格の95/100に相当する額を薬価とする。

## 新薬価の算定方式(全体)



### 【医薬品に係る共済金の削減額見込み】

| 算定方式                    | 削減額(億円) |
|-------------------------|---------|
| 加重平均価格 + 改定前薬価 × 2 %    | 4.9     |
| において、90%バルクライン価格の5%減を限度 | 2.5     |

基礎データ:  
平成23年度  
医薬品購入  
実態調査